

定年前後の Q&A

2026 年 10 月
社会保険労務士
大岡 孝之

<老齢年金の手続き、給料との関係>

- 「年金を受けとるための手続きはどうしたらいい？」
- 「働き続けてお給料がどれくらいだと年金がカットされるの？」
- 「何歳から年金をもらうのがベストなの？」
- 「若い時の国民年金の未納は今から納めることができるのか？」

<雇用保険の手続き、年金との関係>

- 「退職したらハローワークでの手続きはどうしたら？」
- 「失業手当を受け取ると年金はストップされるの？」

<健康保険の選択、手続き>

- 「退職したら健康保険の手続きはどうしたらいいの？」
- 「再就職の場合は、国保に入らずに会社で社会保険に入ったほうがいい？」
- 「国保の保険料は高いというけどどういう計算なの？」

<税金、社会保険料について>

- 「退職したら確定申告しないといけない？」
- 「退職後の住民税が高いってホント？」
- 「繰り下げして年金が増えたらどれくらい税金や社会保険料は増えるの？」

《公的保険、退職前後でどう変わるか？》

▼ 退職後は自分で確認、選択、手続きをする場合が増える

- 年 金 : 受給のための請求手続きが必要
- 健康保険 : 会社の健康保険を抜けた場合、自分で選択して加入の手続きを
- 雇用保険 : 基本手当を受給するためにハローワークで手続きを
- 税 金 : 確定申告が必要になる場合がある（申告不要な場合もあり）

▼ 定年後の進路によって、社会保険のかたちは変わる

	厚生年金	健康保険	雇用保険
完全に退職 →	・ 加入せず ・ 年金を受給 繰り上げ・繰り下げあり	国民健康保険 or 会社の健康保険の任意継続 or 子などの扶養に	・ 基本手当を受給
会社の社会保険に入って再就職 →	・ 再加入（～70 歳） ・ 年金を受給 繰り上げ・繰り下げあり	・ 再加入（75 歳まで）	・ 雇用保険加入 ・ 退職後は基本手当（65 歳以降は一時金）
会社の社会保険に入らず再就職 →	・ 加入せず ・ 年金を受給 繰り上げ・繰り下げあり	国民健康保険 or 会社の健康保険の任意継続 or 子などの扶養に	・ 雇用保険加入（週 20h 未満で未加入） ・ 退職後は基本手当（65 歳以降は一時金）
フリーランス →	・ 加入せず ・ 年金を受給 繰り上げ・繰り下げあり	国民健康保険 or 会社の健康保険の任意継続 or 子などの扶養に	・ 基本手当を受給 ・ 保険加入なし

□ 「社会保険の適用拡大」

- 労働時間：週の所定労働時間が 20 時間以上
- 雇用期間：雇用期間が 2 か月を超える見込みがある
- 学生要件：学生ではないこと（夜間や通信制などは例外あり）
- 企業規模：従業員数 51 人超

＊令和 9 年に 35 人超 令和 11 年に 20 人超
令和 14 年に 10 人超 令和 17 年に全廃

- ~~賃金要件：月額 88,000 円以上~~ ← 2026 年 10 月から要件撤廃

社会保険は厚生年金と健康保険がセットであることに注意！

□ 働き続けるとしたら、社会保険に加入するかしらないかのメリット・デメリットをしっかりとっておくことが大切

- ・ 健康保険料負担はどちらが有利か？ 扶養家族がいるかどうか？
- ・ 厚生年金保険料はもう払いたくないか？ それとも保険料は払っても厚生年金の受給額をもっと増やしたいか？
- ・ いざとなったら傷病手当金があったほうが安心か？
- ・ できるだけ働き続けて、年金は繰り下げ受給にしたいか？

《年金》

- (1) 年金を受給するための手続きの方法
- (2) 加給年金・振替加算について
- (3) 繰り上げ・繰り下げについて
- (4) 在職中の給与との調整について
- (5) 雇用保険との関係について
- (6) 困ったときの相談先
- (7) おまけ…他に知っておきたい 年金の豆知識

(1) 年金を受給するための手続きの方法

① 公的年金のしくみ 「2階建て」

↓ねんきん定期便

Ⅱとして120月以上の受給資格期間が必要です)

船員保険(c)	年金加入期間 合計 (未納月数を除く) $(a+b+c)$	合算対象期間等 (d)	受給資格期間 $(a+b+c+d)$
〇月			
厚生年金保険 計	〇月	0月	〇月
〇月			

Ⅲ入条件が60歳まで継続すると仮定して見込額を計算しています)

** 歳 ~	** 歳 ~	65 歳 ~
		① 老齢基礎年金
		〇円
給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	② 老齢厚生年金
分) *****円 (報酬比例部分) *****円 (報酬比例部分) 〇円		
ヶ月)円 (定額部分) *****円 (経過的分割加算部分) 〇円		
分) *****円 (報酬比例部分) *****円 (報酬比例部分) *****円		
ヶ月) *****円 (定額部分) *****円 (経過的分割加算部分) *****円		
標準額金) *****円 (経過的職域加算額) *****円 (経過的職域加算額) *****円		
分) *****円 (報酬比例部分) *****円 (報酬比例部分) *****円		
ヶ月) *****円 (定額部分) *****円 (経過的分割加算部分) *****円		
標準額金) *****円 (経過的職域加算額) *****円 (経過的職域加算額) *****円		
*****円	*****円	①+② 〇円

安としてください。
す。

この定期便は、下記時点のデータで作成し、下記時点の前々月までの記録をお知らせしています。納付記録がデータに反映されるまで日数がかかります。

国民年金および 一般厚生年金期間	公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)
令和 5 年 4 月 24 日	年 月 日	年 月 日

「ねんきん定期便」の見方は、以下のサイトでご確認いただけます。
(<https://www.nenkin.go.jp/service/nenkinkiroku/torikumi/teikibin/teikibin.html>)

- 9 -

▼「特別支給の老齢厚生年金」がある人

- ・ 男性 昭和 36 年 4 月 1 日以前生まれ
女性 昭和 41 年 4 月 1 日以前生まれ
- ・ 年金受給はまず「特別支給…」

→ 65歳の老齢厚生+基礎年金の受給へ

▼上記の日付以降の生まれはすべて 65 歳から

- ・最初から 65 歳の老齢厚生 + 基礎年金の受給

▼ 65 歳からの老齢年金

① 「老齡基礎年金」

- ・ 国民年金： 20 歳から 60 歳で強制加入
- ・ 20～60 歳の厚生年金加入期間は国民年金の「2 号被保険者」として老齢基礎年金に反映
- ・ 40 年＝480 月の保険料をすべて納付で年額約 84 万円。未納期間があるとその分減額

② 「老齡厚生年金」

- ・「報酬比例」
“報酬の平均額”と
“厚生年金の加入月数”とのかけあわせ
- ・「経過的加算」

20 歳前、60 歳以降の厚生年金加入期間

② 「特別支給の老齢厚生年金」がある人の請求手続き

▼ 年金受給開始の誕生月の約 3 ヶ月前に、
「年金請求書」(A4 版) が郵送で届く

- 請求書の提出は “誕生日の前日” 以降
- 提出方法
 - ・ 年金事務所(相談センター)の窓口提出
 - ・ 郵送で提出
 - ・ 以下の条件を満たせばオンラインでも提出可
 - *マイナポータルを利用
 - *公金受取口座を指定している
 - *繰り下げ、繰り上げをしない

- 提出後、約 1 ヶ月で「年金証書」が郵送
2~3 ヶ月目に初回の振り込み
年金の支給日は偶数月(2月、4月、6月、8月、10月、12月)の 15 日

- 請求に必要な添付書類
 - マイナンバーカード(郵送提出の場合は両面のコピーを同封)
 - 年金振込先の銀行口座の通帳(公金受取口座を使うときは不要)
 - 雇用保険被保険者(65歳で受給権発生の年金受給者は不要)

※ 夫婦で住民票上の住所が別、年収 850 万円以上、事実婚などの場合は他に書類が必要



「あとから請求すれば、年金額が増やせるのでは？」

→ 特別支給の老齢厚生年金には「繰り下げ」はない

「早くもらうと 65 歳からの年金が減ってしまうのでは？」

→ 減らない

ただし受給開始年齢前の「繰り上げ」では年金は減額

繰り上げ・繰り下げについては(3)へ →

▼ 65 歳の時の手続き

- ・ 「年金請求書」 = “65 歳時請求ハガキ”
65 歳の誕生月に日本年金機構から郵送される
- 繰り下げせず 65 歳から普通に
受給するのであればポストに投函
- 繰り下げする場合は(3)へ → 6 p へ

③ 受給開始年齢が 65 歳からの人の手続き

▼ 年金受給開始の誕生月の約 3 ヶ月前に 「年金請求書」 (A4 版) が郵送で届く

- 65 歳から受け取る場合は請求書を提出する
提出方法、必要書類などは基本的に ② と同様
基礎・厚生どちらかだけ受給する時も提出をする
繰り下げ希望欄は 2p に記載

- 基礎・厚生とも「繰り下げ」する場合は請求書を出さない → 6 p へ

(2) 加給年金と振替加算

① 加給年金

▼ 加給年金 = 年額 423,700 万円

- 厚生年金加入期間が 20 年以上あり、年下の配偶者がいる場合、自分が 65 歳になった時に加算され、配偶者が 65 歳になるまで受給できる
配偶者も厚生年金 20 年以上ある時はその年金の受給開始年齢まで
- 「生計維持関係」＝婚姻関係（事実婚を含む）、生計同一、配偶者の年収が 850 万円未満
- 65 歳からの厚生年金を繰り下げしていると受給できないし、増えもしない



② 振替加算

▼ 「配偶者」が 65 歳になり加給年金がなくなると、「配偶者」の老齢基礎年金に振替加算が加算される

昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日までの生年月日 → 年額で約 2.1 万円

昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日までの生年月日 → 年額で約 1.5 万円

昭和 41 年 4 月 2 日生まれの人から加算なし

「配偶者」の厚生年金の加入期間が 20 年以上の場合は振替加算はつかない

▼ 「本人」が年下の場合は、「本人」が 65 歳になった時点で 「配偶者」に振替加算がつく

- 「加算開始事由該当届」を年金事務所に提出する必要がある

(3) 繰り上げ・繰り下げについて

① 「繰り上げ」 = 特別支給の厚生年金や 65 歳からの基礎年金を前倒して受給する

▼ 1ヶ月あたり 0.4% マイナス (昭和 37 年 4 月 1 日以前の生まれだと 0.5% マイナス)

1 年間の繰り上げだと、12 ヶ月 $\times 0.4\% = 4.8\%$ の減額 一生減額のまま!

厚生年金と基礎年金とセット (どちらかだけ繰り上げ、はできない)

例) “64 歳から厚年、65 歳から基礎” の人が 60 歳から繰り上げ

→ 厚年は 4 年繰り上げで 19.2% 減、基礎は 5 年繰り上げで 24% 減

総受給額は大体 81 歳 ~ 82 歳で逆転

▼ 繰り上げの請求は 60 歳 ~ 65 歳までの間であれば月単位でいつでも可能

まだ厚生年金加入で働いていても、繰り上げて受給できる (給料が高いと減額調整)

▼ 手続きは、年金事務所で「老齢年金 繰り上げ請求書」を提出 (振り込みは 2 ~ 3 ヶ月後)

▼ 繰り上げのデメリット

→ 障害年金の請求が難しくなる、撤回できないこと、減額は一生変わらない

退職後の雇用保険の基本手当を受給すると厚生年金は停止される、など

▼ 加給年金や振替加算は繰り上げしても 65 歳からしかもらえない。

▼ Youtube での「繰り上げて NISA で運用しよう!」に注意!

老後の大事な年金を資産運用に回して運用で赤字を出したら最悪

② 「繰り下げ」 = 65 歳からの老齢年金を後から受け取ることで受給額を増やす

▼ 65 歳から受給せずに、後から受け取る = 繰り下げることによって 1ヶ月あたり 0.7% 増額

66 歳 ~ 75 歳までで一ヶ月単位で可能

1 年繰り下げで 8.4% 増額 5 年で 42% 増額 10 年で 84% 増額

厚生 (共済) 年金と基礎年金、両方でも、どちらかだけの繰り下げでも可能

▼ 「特別支給の厚生年金」がある人の 65 歳の手続き

- 老齢基礎年金、老齢厚生を 65 歳からもらう
→ 受取方法の「1」にチェックにして投函
- 基礎は受給する、厚生は繰り下げする
→ 受取方法の「2」にチェックにして投函
- 厚生は受給する、基礎は繰り下げする
→ 受取方法の「3」にチェックにして投函
- 両方ともすぐにもらわず繰り下げする
→ はがきの提出は不要

▼ 受給開始年齢が 65 歳の人の場合

- a) b) c) で受給する人は年金請求書を提出
- d) 両方ともすぐにもらわず繰り下げする → 65 歳で年金請求書を提出しない

年金請求書	
この枠内は記入したり、汚したりしないでください。	
*** 下記の加給年金額の対象者は、	
住所	電話番号
フリガナ	フリガナ
氏名	配偶者 氏名
生年月日 昭和 - 34. 5.	生年月日 昭
フリガナ	フリガナ
子 氏名	子 氏名
生年月日	障害 生年月日
希望する年金の受取方法について下枠内のいずれかをチェック	
受取方法欄	1 ☒ 基礎年金・厚生年金を両方65歳から受け取る
	2 ☐ 基礎年金のみ65歳から受け取る (厚生年金は繰下げ予定)
	3 ☐ 厚生年金のみ65歳から受け取る (基礎年金は繰下げ予定)
	4 ☐ 66歳以降に年金を (繰下げ) 請求予定 ※はがきの提出は不要です。

- ▼ 年金を受給したい時が来たら「繰り下げ請求書」もしくは「年金請求書」を提出
 1ヶ月単位で請求は可能
 「繰り下げ」で受給するのか、65歳の時からの（通常の金額の）年金をさかのぼって
 まとめてもらうのかを選択することが可能
- ▼ 70歳繰り下げ → 82歳～83歳くらいで総受給額が逆転 * 単純な額面比較では
 75歳繰り下げ → 88歳～89歳くらいで //
- ▼ 配偶者加給年金、振替加算は繰り下げの効果は全くない（ただその間停止されてしまい、増えることもない）ので注意
- ▼ 年金額が増える分だけ、そこから引かれる税金・社会保険料が増える可能性も
 所得税・住民税・健康保険料（国保、後期高齢者）・介護保険料が年金から天引き
*年金額の額面と手取りは違うことに注意！
 所得区分が変わることで 医療費の窓口負担 が変わる可能性もある
 70歳～ 原則 2割負担だが現役所得で 3割負担
 75歳～ 原則 1割負担だが 3割負担、2割負担あり
- ▼ 繰り上げ、繰り下げで受給している人の割合は？

(4) 在職中の給与との調整について

- ▼ 厚生年金に加入しながら働いていると、老齢厚生年金が減額される場合がある
 - パートなどで厚生年金に加入しない場合や自営業などの場合は、どんなに収入があっても、年金の減額は一切なく満額受給できる
 - 減額される対象は老齢厚生年金のみ（老齢基礎、障害、遺族は無関係）
- ▼ 年金減額の具体的な仕組み
 - <老齢厚生年金の月額> と <給与+直前1年分の賞与の12分の1> との合計が、65万円を超えると、超えた額の2分の1が老齢厚生年金から減額される

	老齢厚生年金 の月額	給与（標準 報酬月額）	直前1年分の 賞与の1/12
減額（月額）＝	{（ 万円）	＋（ 万円）	＋（ 万円）
	－ 65万円 } × 1/2		

< 具体的な計算事例 >

厚生年金 ： 年額 120万円＝月額 10万円
 給 料 ： 50万円 （標準報酬月額）
 賞 与 ： 前年 2025 年の 7 月に 72万円、12 月に 120万円、それ以降支給なし

該当月 (2026 年)	①年金 月額	②総報酬月額相当額 (標準報酬月額+賞与の 1/12)	③支給停止額 (①+②-65 万 円) × 1/2	④ 老齢厚生年金 支給月額
4～6 月	10 万円	50 万円+ (72 万円+120 万円) × 1/12=66 万円	5.5 万円	4.5 万円
7～11 月	10 万円	50 万円+120 万円× 1/12=60 万円	2.5 万円	7.5 万円
12 月以降	10 万円	50 万円	0 (停止なし)	10 万円

(5) 雇用保険との関係について

▼ 退職して雇用保険の「基本手当」を受ける

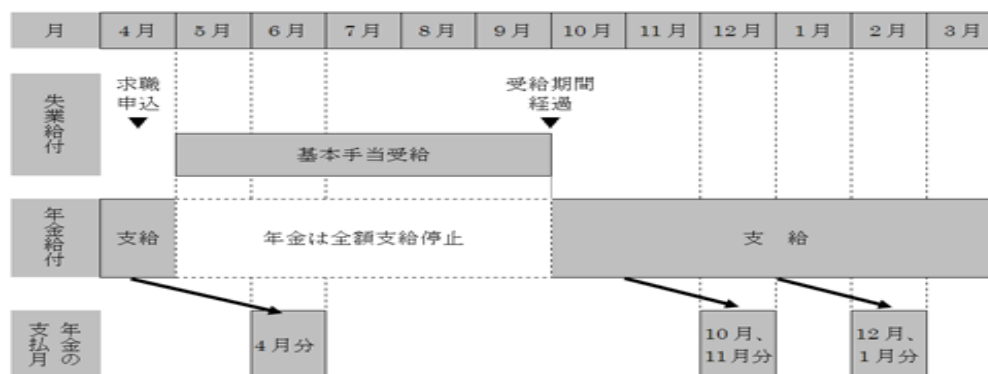
→ 60 歳～65 歳までの特別支給の老齢厚生年金は全額停止 → 13P

在職中に「高年齢雇用継続給付」を受ける

→ 60 歳～65 歳までの特別支給の老齢厚生年金が一部減額 → 14P

65 歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金、障害年金や遺族年金は支給停止されない

▼ ハローワークで求職の申し込みをした翌月分から年金が支給停止され、「基本手当」を受給し終わった翌月分から再開される（年金は後払いなので支払い月がずれることに注意！）。



▼ 本人からの届け出は不要

基本手当を受給するまでに「給付制限期間」があっても、その間は年金はストップする

受給期間満了後、もしくは再就職後にその期間分の年金が支払われる（「事後精算」）

▼ 65 歳からの厚生年金は「基本手当」を受給しても両方とももらえる

65 歳の誕生日の前々日までに離職すれば「基本手当」、それ以降だと「高年齢求職者給付金」という一時金、いずれも 65 歳からの年金の停止はなし

(6) 困ったときの相談先

▼ 年金関係の相談窓口

厚生年金・国民年金 : 最寄りの年金事務所、年金相談センター

共済年金 : 加入していた共済組合、または年金事務所

厚生年金基金 : 加入していた基金、または企業年金連合会

▼ 「老齢年金請求者専用フリーダイヤル」 0120-08-6001

対面相談の予約 → 「予約受付専用ダイヤル」 0570-05-4890

電話での年金相談 → 「ねんきんダイヤル」 0570-05-1165

電話するときは手元に年金手帳や「ねんきん定期便」など
基礎年金番号が分かるものを準備してから電話を

▼ 厚生年金基金の請求について

- ・ 基金がすでに解散している場合、もしくは加入期間が10年未満の場合は企業年金連合会で記録が管理され、年金もここから支払われる。
- ・ 年金支給開始年齢の1ヶ月前に、「企業年金連合会老齢年金裁定請求書」が届く。
請求書に住民票、振込先の通帳のコピーなどを同封して返送する（郵送のみ）。

➤ **企業年金連合会** → TEL 0570-02-2666

(7) おまけ…他に知っておきたい 年金の豆知識

① 年金の受給額の確認の方法

▼ 「ねんきん定期便」

- ・ 在職の場合の停止額は分からない。加給年金や振替加算がない

▼ 「ねんきんネット」 https://www.nenkin.go.jp/n_net/

- ・ 勤務条件や繰り上げ・繰り下げなどの条件を入力して見込額を試算できる
加給年金や振替加算は試算につかないことに注意
- ・ 利用登録が必要 「ねんきん定期便」に載っているアクセスキーを使う

▼ 「公的年金シュミレーター」 <https://nenkin-shisan.mhlw.go.jp/>

- ・ 「ねんきん定期便」の2次元コードを読み込むと自分の加入記録にもとづいた簡易試算ができる。加給・振替はつかない

▼ 年金事務所（年金相談センター）で対面相談

- ・ 電話で予約をとることが必要。
- ・ 記録の確認や試算条件をこまかくつけての試算が可能

② 老齢年金の金額の計算方法

▼ 老齢厚生年金 → “報酬の平均額”と“厚生年金の加入月数”とのかけあわせ

老齢基礎年金 → 20歳から60歳まで全て保険料を払って満額
年額 847,300円 × (納付月数/480月)

▼ 今からでも年金を増やす方法

- 繰り下げ制度を活用すること → 6p～7p
- 再雇用で厚生年金加入すること、高い給料をもらうこと

例) 20 万円の標準報酬で 5 年間働く → 年額 17 万円強増やせる

30 万円の // → 年額 20 万円強

* 厚生年金加入が 40 年に達すると増え方が半分以下になるので注意

□ 60 歳～65 歳の国民年金（＋付加年金）の任意加入制度の活用

* 付加年金＝月 400 円をつけると有利 2 年で元がとれる

③ 「NISA」「iDeCo」などの公的年金を補完する資産形成制度について

▼ 岸田政権での「資産所得倍増プラン」（2022 年）で NISA の抜本的拡充・恒久化や iDeCo 制度の改革が位置づけられた

「貯蓄から投資へ」

“投資経験者・家計での投資額を倍に” “資産運用収入も倍になるかも”

▼ NISA＝少額投資非課税制度

□ 投資による利益が非課税：通常は約 20%課税される売却益・配当等が非課税になる。

□ 非課税保有期間が無期限：長期間保有しても、非課税の期限を気にする必要がない。

□ 生涯の非課税保有限度額は 1,800 万円：長期的な資産形成に利用できる。

▼ iDeCo＝個人型確定拠出年金

□ 公的年金は法律に基づいて給付額が決まる仕組み。一方で、「iDeCo」は拠出した掛金を自分で運用し、その運用結果によって将来の給付額が変わる。

□ 掛け金が税金の所得控除の対象になるために所得税・住民税の負担を軽減できる

▼ いずれも公的年金とは性格が異なる

□ 金融商品への投資には 元本割れのリスクがある。

・ NISA は必要なときに売却できるが、価格下落時には損失が生じる。

・ iDeCo は原則 60 歳まで引き出せない

□ 公的年金の強み

・ 物価・賃金の変動に応じて年金額が改定され、原則として終身受給できる

・ 基礎年金には国庫負担（税金）が投入されており、保険料だけで給付を賄う仕組みではない

・ 老齢だけでなく、障害・死亡に対する保障も備えている

→ 「自分で資産を運用して老後に備える」のとは異なる、公的年金ならではの社会保険としての機能がある

《 雇 用 保 険 》

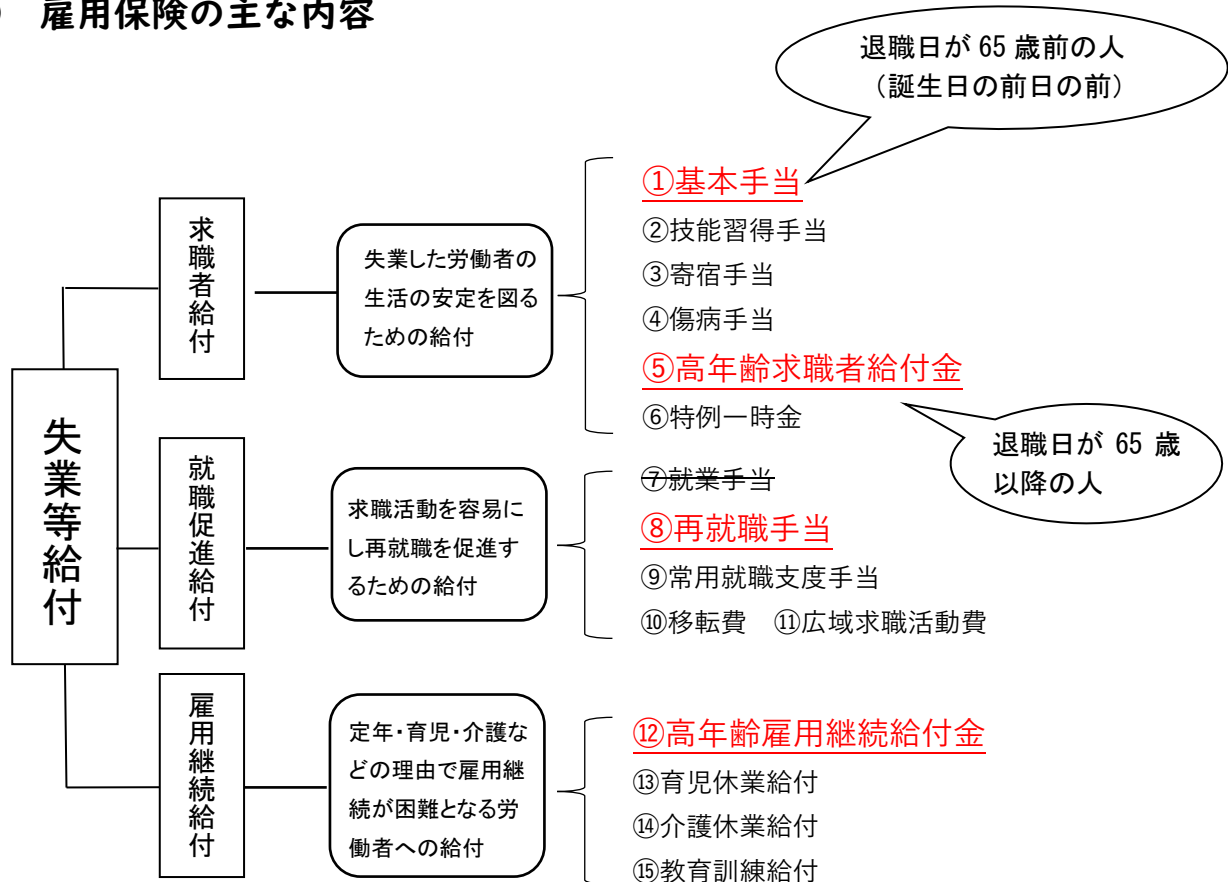
(1) 「基本手当」などの受給の手続きについて

(2) 高年齢雇用継続給付金について

(3) 困ったときの相談先

(1) 「基本手当」「高年齢求職者給付金」の受給の手続きについて

① 雇用保険の主な内容



② 基本手当をもらうための二つの条件

a) 雇用保険の加入期間

退職日からさかのぼって2年間に「被保険者期間」が12ヶ月以上あること

「被保険者期間」＝賃金を支払われた日が11日以上ある月

または労働時間数が80時間以上ある月

倒産や解雇の場合は1年以内に「被保険者期間」が6ヶ月以上

b) 就職する意思と能力があり積極的に求職活動を行っていること

③ 基本手当の金額の計算方法（離職時に 60 歳～65 歳未満）

直前 6 ヶ月の給与総額（賞与含めない）

（ 円） ÷ 180 = 賃金日額

賃金日額	×	給付率	=	基本手当日額
3,203 円～ 5,480 円		80%		2,562 円 ～ 4,384 円
5,480 円～ 12,120 円		80%～45%		4,384 円 ～ 5,454 円
12,120 円～ 17,400 円		45%		5,454 円 ～ 7,830 円
17,400 円～		—		7,830 円（上限額）

▼ 所定給付日数（基本手当が支給される日数）

・ 定年・自己都合等の事由による離職者

被保険者期間 年齢		10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
65 歳未満		90 日	120 日	150 日
就職 困難者	45 歳未満	300 日		
	45 歳～65 歳未満	360 日		

・ 倒産・解雇等により、離職を余儀なくされた退職者

被保険者期間 年齢	1 年 未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日		240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

▼ 基本手当が受給できるのは原則、「受給期間」（離職した日の翌日から 1 年）以内のみ。

→ 退職後に早めに手続きすることが一番のポイント

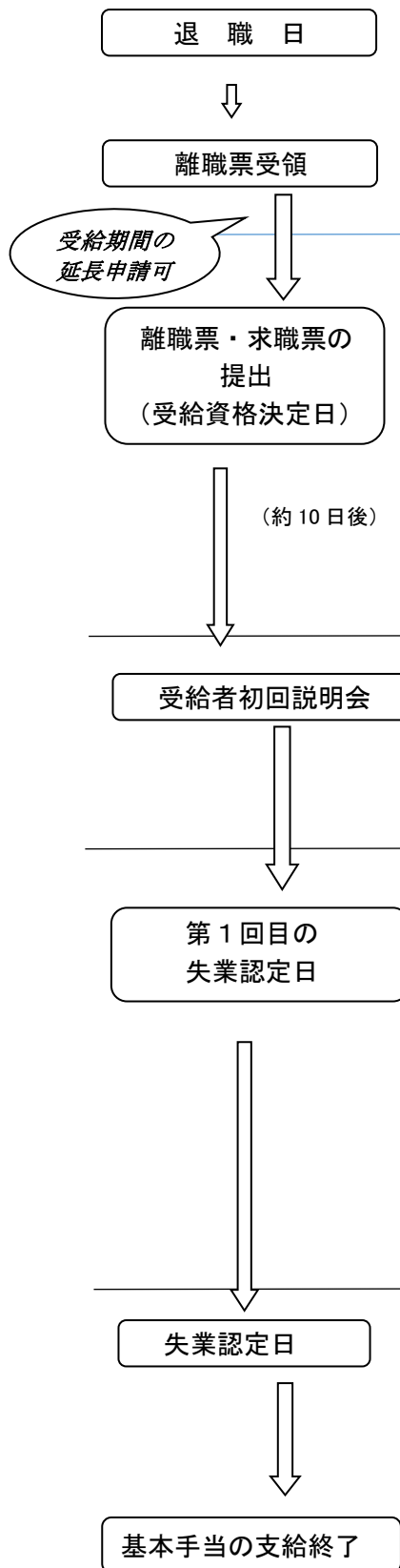
* ただし、受給期間の延長も可能

- ① 病気、育児・介護などで引き続き 30 日以上働くことができない場合
 - ・ その日数の範囲内（最大 3 年プラス）
 - ・ 延長手続きは、その事情に該当した時に早めに
- ② 定年退職の場合
 - ・ 1 年の範囲内でプラス
- ③ 事業（30 日以上期間）を開始した等の場合
 - ・ 事業の実施期間の範囲内（最大 3 年プラス）
 - ・ 延長手続きは、事業を開始等した日の翌日から 2 ヶ月以内

▼ 申請に必要な書類

- ☐ 離職票 I・II ☐ 雇用保険被保険者証 ☐ 写真 1 枚（縦 3 cm 横 2.5 cm 上半身）
☐ マイナンバーカード ☐ 金融機関の通帳など（公金受取口座を使う場合は不要）

④ 基本手当を受けるための手続き



- 事業所がハローワークに提出する離職証明書の内容（離職理由等）を確認し署名・捺印する
ハローワークが発行した離職票を事業所から受け取る

- 離職理由・賃金支払状況など記載内容に誤りがないかどうか再度確認する。

- 「離職票」「求職申込書」を住所管轄のハローワークに提出

- 受給資格の確認を受けると「受給者初回説明会」の日時が指定され、「雇用保険受給資格者のしおり」が渡される

* 受給資格決定日から 7 日間の「待機期間」があり、その間は基本手当は支給されない。自己都合退職などはさらに 1 ヶ月間の給付制限期間があります（定年退職の場合は制限なし）。

- 「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」が渡され、第1回目の「失業認定日」が指定される。

- 以後ハローワークに行く時には必ず「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参する。

- 受給資格決定日から4週間以内に行われる

- 「失業認定申告書」に就職活動の状況などを記載して提出、失業認定を受ける

- 約1週間後に指定金融機関の口座に待期終了の翌日から第1回失業認定日の前日までの基本手当が振り込まれる

* 再就職の意思と能力があり、積極的に求職活動を行っている（求人への応募、窓口での職業相談、セミナー参加、企業説明会への参加、など原則2回以上。初回認定は1回以上）と認められないと、基本手当は受け取れません。

- 再就職（注）をしなければ、4週間に1回、ハローワークに「失業認定申告書」を提出し失業認定を受ければ、28日分の基本手当が振り込まれる

- 所定給付日数の受給、
もしくは再就職（注）した時点で支給が終了

（注）「再就職」とは？

週20時間以上かつ1ヶ月以上の雇用見込みなど雇用保険の被保険者となる働き方をすると「就職」と扱われ、基本手当の受給は終了。20時間未満でも働いた日は申告が必要で、労働時間や収入によって支給が調整されることも。

⑤ 再就職手当について

- ・ 早期に再就職できた場合に残日数に応じて受給できる手当
1 年をこえて引き続き雇用されることが確実に認められること
＊ 自営で事業を開始した場合なども含まれる
再就職した日の翌日から 1 ヶ月以内に手続きが必要
- ・ 所定給付日数の 3 分の 2 以上残して再就職 → 残日数の **70%** の額
3 分の 1 以上残した → 残日数の **60%** の額
例) 基本手当日額 5,000 円、所定給付日数 150 日の人であれば
残日数 120 日で再就職 → $120 \text{ 日} \times 0.7 \times 5,000 \text{ 円} = 42 \text{ 万円}$
残日数 60 日で再就職 → $60 \text{ 日} \times 0.6 \times 5,000 \text{ 円} = 18 \text{ 万円}$

⑥ 高年齢求職者給付金について

- ・ **65 歳（誕生日の前日）過ぎて退職**した場合や、その後に再就職して再び離職した時に受け取れる一時金。離職の日以前一年間の間に 6 ヶ月以上の雇用保険の「被保険者期間」が必要。
離職以前の「被保険者期間」が 1 年以上 → 基本手当日額の **50 日分**
1 年未満 → 基本手当日額の **30 日分**

- ・ 手続きは、基本手当受給のための最初の手続きと基本的に同様。
ハローワークで求職の申し込み。その後、待機期間（7 日間）や、離職事由による給付制限期間（1 ヶ月）あり。指定された失業認定日にハローワークに行きその場で失業認定を受けて受給する。
受給期間＝1 年間も同様なので、失業認定日からの残日数が 50 日（30 日）未満だと受け取れない日数が発生する可能性があるため、手続きは早めにおこなうことが必要。

（２） 高年齢雇用継続給付金について

① 高年齢雇用継続給付の概要

- ▼ 雇用保険の被保険者であった期間が 5 年以上の人、60 歳以上で再雇用や労働条件の変更などで、60 歳時点の賃金に比較して、75%未満に給与が下がった時に、雇用保険から支給される給付金
- ▼ 手続きは原則事業主が行う 指定口座に 2 ヶ月毎に振り込まれる
- ▼ 60 歳到達月から 65 歳到達月までの間で受給できる

② 高年齢雇用継続給付の支給額

$$\text{新賃金} \times \text{低下率に応じた支給率} = \text{給付金支給額}$$

早見表を参照

新賃金が 64%未満で、その 10%が給付金として支給される

＊ただし、新賃金が397,369円を超える場合は支給なし

新賃金と継続給付の合計が397,369円を上回るときは397,369円から新賃金をさし引いた金額が継続給付となります。

③ 雇用継続給付を受けると老齢厚生年金の方が一部減額される

$$\text{標準報酬月額} \times \text{年金停止率} = \text{年金調整額}$$



雇用継続給付の支給率の約40%が年金で停止される

◆ 雇用継続給付支給率および年金停止率の早見表

賃金割合	64%未満	65.0%	67.5%	70.0%	72.5%	75%以上
雇用支給率	10.0%	8.95%	6.46%	4.16%	2.01%	0.0%
年金停止率	4.0%	3.58%	2.58%	1.66%	0.80%	0.0%

<事例1> 60歳時の賃金：400,000円 → 新賃金：240,000円

低下率：60% ⇒ 雇用支給率：10.0% 年金停止率：4.0%

高年齢雇用継続給付：240,000円 × 0.10 = 24,000円

年金支給停止額：240,000円 × 0.04 = 9,600円

年金が月額6万円とすると -9,600円 = 50,400円

⇒ 賃金 + 雇用継続給付 + 年金 = 314,400円

<事例2> 60歳時の賃金：400,000円 → 新賃金：260,000円

低下率：65% ⇒ 雇用支給率：8.95% 年金停止率：3.58%

高年齢雇用継続給付：260,000円 × 0.0895 = 23,270円

年金支給停止額：260,000円 × 0.0358 = 9,308円

年金が月額6万円とすると -9,308円 = 50,692円

⇒ 賃金 + 雇用継続給付 + 年金 = 333,962円

(3) 困ったときの相談先

- 求職の申し込みなどの手続き → 住所地の管轄のハローワーク

自分の住所がどこの管轄になるのか調べるには、

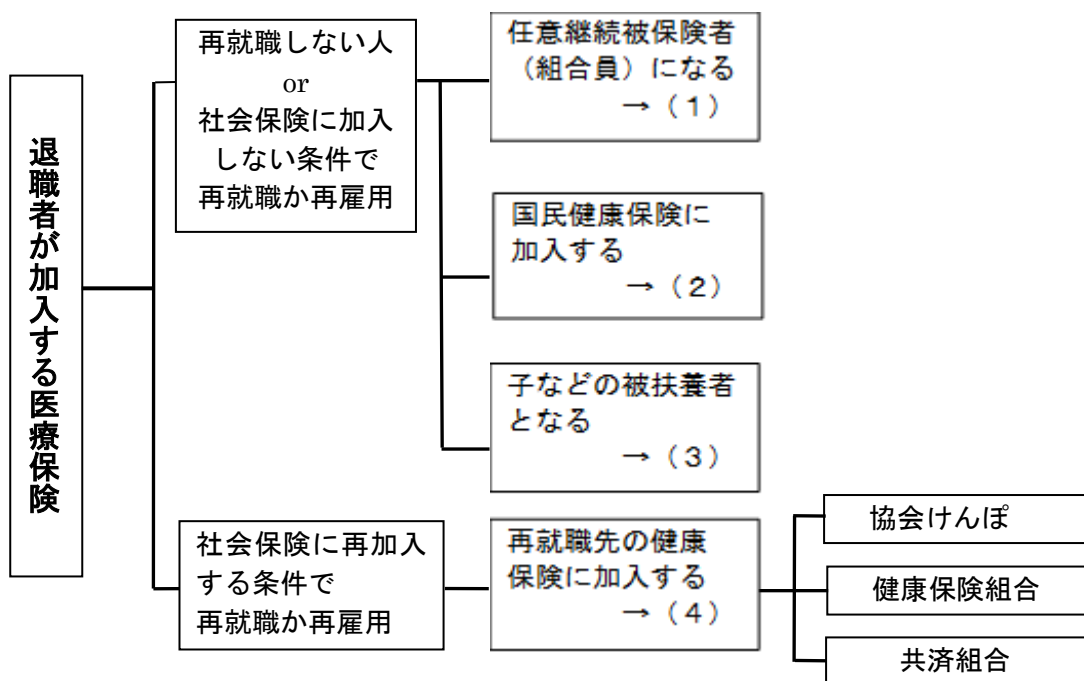
「ハローワーク 住所管轄 ○○区(○○市)」などと検索するとヒットする

- ただし、職業相談や求職情報の検索、求人への申し込みなどは管轄にかかわらず可能

《健康保険》

▼「健康保険」のおおものの仕組み

- ・ 日本は「国民皆保険」
- ・ 健康保険制度は大きく分けて3つある
 - ① 会社（公務員）の健康保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合）
 - ② 国民健康保険（いわゆる「国保」）
 - ③ 後期高齢者医療保険
 - 給付の内容は基本的に変わらないが、保険料の決め方は全く違う
 - 窓口負担の割合は70歳以上、75歳以上で変わる
- ・ 会社の健康保険は手続きも保険料納付も会社がやるが、任意継続・国保・後期高齢者医療保険は加入の手続き、保険料の納付は原則自分で行うことに（保険料は年金から天引き）



(1) 任意継続被保険者になる

- ▼ 退職後もそれまで加入していた健康保険（協会けんぽ、健保組合）に、退職日の翌日から最大2年間の期限付きで引き続き個人で加入する。
就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき、任意継続被保険者でなくなること希望する旨を申し出たとき、などに資格喪失となる。

▼ 保険料の決め方

退職時の標準報酬月額に保険料率をかけた金額を全額自己負担（会社負担なし）

標準報酬月額の上限が定められており、東京の「協会けんぽ」では32万円→保険料は月

額 37,440 円。ただし健保組合の場合は各組合で取り扱いが違うので確認が必要。

▼ 扶養家族がいる場合、引き続き扶養に入れられれば保険料はその分安くなる。同居か別居かで「被扶養者届」を出す際の必要書類が変わってくるのであらかじめ確認を。健保組合では被扶養者認定の要件を独自に定めているところもあるので注意。

▼ 手続きは、それまで加入していた協会けんぽや健保組合に自分で申し出る。
退職日の翌日から 20 日以内に手続きを。

(2) 国民健康保険に加入する

▼ 加入の手続きは住所地の市区町村の国民健康保険の窓口で行う。会社の健康保険から抜けた証明書（事業所が発行する資格喪失証明書または離職票等）が必要。

▼ 保険料は世帯単位の収入所得と世帯人数で計算される

(令和 8 年度 新宿区のケース)

	医療保険分	介護保険分	後期高齢者支援分	子ども・子育て支援金分	(合計)
所得割額	前年の算定基礎額 ×7.51%	前年の算定基礎額 ×2.43%	前年の算定基礎額 ×2.80%	前年の算定基礎額 ×0.27%	算定基礎額 <u>×13.01%</u>
均等割額	47,600 円 ×世帯の加入者数	17,800 円 ×世帯の加入者の内 40~64 歳の加入者数	17,600 円 ×世帯の加入者数	1,873 円 ×世帯の加入者の内 18 歳以上の加入者数	<u>84,873 円</u> ×加入者数

* 「前年の算定基礎額」= 加入者の所得額から基礎控除 43 万円を引いた金額の全員分の合計
同一世帯でも国保加入者ではない家族の所得は含まれない

例) 夫 67 歳 年金額 240 万円 妻 65 歳 年金額 150 万円 の二人世帯

→ 算定基礎額 = 87 万円

→ 所得割額 : 87 万円 × 10.58% = 92,046 円

均等割額 : 67,073 円 × 2 人 = 134,146 円

合計 : 226,192 円

例) 夫 64 歳 前年給与収入が 360 万円 妻 62 歳で専業主婦 の二人世帯

→ 算定基礎額 = 201 万円

→ 所得割額 : 201 万円 × 13.01% = 261,501 円

均等割額 : 84,873 円 × 2 人 = 169,746 円

合計 : 431,247 円

▼ 任意継続との保険料の比較をしたい時には必ず市区町村で試算してもらう
健康保険との一番の違いは「被扶養者」がなく、その分保険料が高くなることもある

▼ さらに国保の「広域化」のもと、公費繰入をおりやり削減する政策がとられているために保険料が連続値上げされていることも比較のポイント。自治体によっても変わる。

（３）健康保険に加入している家族の被扶養者になる

▼ 健康保険に加入している配偶者や子などの扶養家族になる。主として健康保険の被保険者によって生計を維持されていること、国内に住所を有しているなどの条件がある

- ・ 年収が 180 万円未満（60 歳未満は 130 万円未満）、かつ健康保険被保険者の年収の 2 分の 1 未満であること。年収とは被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入額のこと

＊ 給与収入、事業収入、株式配当、遺族・障害年金、失業手当、傷病手当金など恒常的な収入すべてが対象

＊ 8 年 4 月から労働契約から見込まれる年間収入が基準額未満で他の収入がない場合はその契約内容をもとに判定する取り扱いに

- ・ 別居の場合は、被保険者からの仕送り額が年収を上回っていることが条件
- ・ 60 歳以上の場合、退職後に日額が 5,000 円以上の雇用保険の基本手当を受給していないこと（60 歳未満は 3,612 円以上）。
- ・ 健保組合の場合は被扶養者認定の取扱いが異なる場合があり、確認が必要

▼ 手続きは被保険者である家族が事業所を経由して協会けんぽや健保組合に提出。被扶養者に該当した日から 5 日以内に行う。

（４）再就職先の健康保険に加入する

▼ 健康保険に加入することのメリット

- 給与収入が高い
- 保険料が会社負担があるため国保加入よりも安くなる可能性が高い。扶養家族がいれば保険料負担の軽減にも。
- 健康保険の傷病手当金を使うことができること
- 70 歳までは厚生年金にも入ることによって老齢厚生年金の金額を増やすことができる

▼ 健康保険に加入することのデメリット

- 労働時間が比較的長い
- 家族の扶養に入ることと比較すると、保険料負担が生じること
- 厚生年金の保険料負担が生じる
- 給与が高いと年金が支給停止されることがある

（５）困ったときの相談先

- ・ 任意継続被保険者になるかどうかの相談・手続きは現在の職場を通じて、現在の協会けんぽや健康保険組合に
- ・ 国民健康保険や後期高齢者医療保険制度についてはお住まいの市町村の担当課に
- ・ 家族の扶養に入れるかどうかは家族の会社の協会けんぽや健康保険組合などに確認を

《退職後の「手取り」は？ 税と社会保険料について》

- (1) 年金には税金がかかりますか？
- (2) 退職後は確定申告が必要ですか？
- (3) 退職金にかかる税金の計算方法は？
- (4) 退職後の住民税には要注意？
- (5) 国保の保険料、介護保険料は年金からの天引き？
- (6) 病院の窓口負担も上がりそうだけど？
- (7) 困ったときの相談先

(1) 年金には税金がかかりますか？

▼ 年金の“額面”＝手取りの金額、ではない

- 年金から差し引かれることがあるもの

・ 所得税 ・ 住民税 ・ 国保（後期高齢者医療保険）保険料 ・ 介護保険料

▼ 老齢年金は所得税がかかる（障害年金、遺族年金は非課税）

- 年金支払月ごとに所得税が源泉徴収
- 65歳未満で年額164万円、65歳上では年額214万円未満で非課税（単身で）
- 扶養配偶者や家族、社会保険料などが所得から控除されることも
- 「扶養親族等申告書」について
 - ・ 10月上旬～11月で日本年金機構から郵送 年額148万円以上の受給者に
 - ・ 控除対象となる配偶者や親族がいる場合、本人が障害者や寡婦（寡夫）に該当する場合はオンラインで提出、もしくは紙の申告書で返送を

(2) 退職後は確定申告が必要ですか？

▼ 給与収入＋年金収入の人

- 給与が年末調整済みでも、年金の所得が20万円を超えると原則確定申告が必要
- 公的年金等控除 65歳未満：60万
- 65歳以上：110万

▼ 年金だけの人

- 公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等以外の所得が20万円以下なら、原則として確定申告は不要

※「確定申告不要」でも、住民税の申告が必要になる場合があります

▼ ただし、次のような場合は確定申告をすることで税金が戻ることがあります

医療費控除を受ける人

源泉徴収で控除を受けなかった生命保険料控除や社会保険料控除を受ける人

年末調整を受けずに退職をしてそのまま再就職しない人、など

▼ 確定申告はむずかしくない

国税庁の「確定申告書等作成コーナー」で誰でも作れる。

ネットで電子申告（e-tax）が可能、また、印刷して郵送での提出も

年金受給者には、毎年1月中旬頃に年金の源泉徴収票が送付されるので活用を

（３）退職金にかかる税金の計算方法は？

▼ 退職金は給与などと区別して所得税・住民税が課税される

▼ 「退職所得の受給に関する申告書」を会社（人事・総務など）に提出します

提出しないと、原則として退職金金額の20.42%が源泉徴収される

例）＜勤続30年 退職金2,000万円＞とすると…

申告書提出 → 所得税＝155,700円 住民税＝250,000円

申告書未提出 → 所得税＝408万円超 住民税＝250,000円

＊ 退職金の所得税・住民税の計算方式はレジメの最後に掲載

（４）退職直後の住民税の支払いには要注意？

▼ 住民税の決まり方

□ 課税所得（＊）に対して ×10%＋均等割（1人5,000円）

＊ 住民税の計算方式、住民税非課税基準などはレジメ最後の資料参照

□ 前年の所得で計算し、6月から翌年5月の税額が決定される

▼ 退職後の住民税は前年度＝退職前の給与所得を元に計算されることに注意！

例）R9年3月末退職

→ R9年5月分までの住民税を退職時に支払う

R9年6月～R10年5月までの住民税は在職時のR8年の所得で計算

R10年6月以降にはじめて退職後の所得が反映される

▼ 所得税の基礎控除ははねあがったが、住民税の基礎控除は変わっていない点にも注意

住民税の算出方法についてはレジメの最後に掲載

（５）国保の保険料・介護保険料は年金からの天引き？

▼ 65歳以降は介護保険料が年金から天引きされる

□ 介護保険料について

・ 65歳で「第1号被保険者」に

40歳から65歳までは「第2号被保険者」で会社の健康保険と一緒に給与天引き、
もしくは国保で保険料支払いだが65歳からは年金からの天引きに。

・ 介護保険料の決め方で注意点

配偶者の収入状況で本人の保険料も変わる可能性もある

保険料の詳細は市区町村のHPなどで確認を

▼ 国保の保険料も年金から天引き 75歳になると後期高齢者医療保険制度へ移行

（６）病院の窓口負担も上がりそうだけど？

▼ 年齢別の窓口負担割合

- 70 歳～74 歳：原則 2 割負担だが、現役並み所得者 3 割負担
- 75 歳以上：原則 1 割負担だが、一定以上の所得で 2 割負担、3 割負担に

▼ 高額療養費の自己負担限度額も、年齢・所得区分などで変わる

▼ 繰り上げや繰り下げの年金のもらい方によって病院の窓口負担も変わる可能性がある 法改正も頻繁にあるので注意

（７）困ったときの相談先

- ・ 所得税や確定申告などについては各地の税務署に相談
- ・ 扶養控除申告書や源泉徴収票については年金事務所やねんきんダイヤルなどに相談
- ・ 住民税、介護保険料、国保、後期高齢者医療保険については住所地の役所の担当課

《 今までの話のまとめ 》

▼ 年金の手続きで大事なことは？

- 年金は老後の生活を支える柱。早めに「ねんきん定期便」や年金相談などで受給額を確認して、「繰り上げ」や「繰り下げ」など、自分の生活設計に合った受給方法を慎重に検討を
- 税金や社会保険料の天引きがあり、年金の額面の金額と実際の手取りの金額は違う
- 厚生年金と健康保険はセット。働き続ける場合は、健康保険・厚生年金の加入条件を確認する。家族の扶養条件も含めて、働き方を考えることが大切。

▼ 雇用保険の手続きで大事なことは？

- 基本手当の受給期間は原則として離職日の翌日から 1 年間。受給できる権利を無駄にしないためにも、早めに求職の申し込みを。
- 基本手当を受給すると 65 歳前の特別支給の老齢厚生年金が支給停止になるので、年金の繰り上げ受給を検討する時などは特に注意を

▼ 健康保険の手続きで大事なことは？

- 資格喪失の手続きは会社がやるがその後の加入の手続きは自分でやる。健康保険の切れ目ができないように早めに確認、早めに準備を。
- 退職の場合、任意継続か国保かの選択がポイント。扶養家族の有無などで大きく変わる。国保の保険料の見込額を市役所で出してもらって検討を。

▼ 税金・社会保険料などで注意すべきことは？

- 退職後の「手取り」は、年金額だけでは決まらない。年金のもらいかた、働き方などを検

討する際には税金・健康保険料・介護保険料への影響などを合わせて考えることが大切。

- 計算の法改正が頻繁に行われている。2026 年現在では所得税とそれ以外の基礎控除の金額が大きいので、“所得税非課税だけど住民税課税”というようなケースもあるので注意。

長時間、お疲れ様でした

<参考資料：税金・社会保険料の数字のまとめ> *数字は令和 9 年度

1) 収入と所得の違い

- 税金や社会保険料の計算のもとになるのは「収入」ではなく「所得」
「収入」— 必要経費（給与所得控除、公的年金等控除）＝「所得」
「所得」— 各種控除（基礎控除、配偶者控除など）＝「課税所得」
- 「基礎控除」の金額が所得税とそれ以外とで大きく違うこと、
国保や介護保険料の場合は配偶者控除や社会保険料控除を引かないなど、
同じ「課税所得」でも制度によって計算方法が違うことに注意

2) 所得税の計算方法

①、年金にかかる所得税の計算方法

{年金支給額－公的年金等控除（★1）－各種所得控除（★2）}

× 所得税率 5.105%（★3）

★1：公的年金等控除額は 65 歳未満は 60 万円、65 歳以上は 110 万円

★2：基礎控除：104 万円（所得金額が高いと減額）
配偶者控除：最大 38 万円（70 歳以上は 48 万円）
特定親族特別控除：63 万円（19 歳～22 歳）
障害者控除：27 万円
生命保険料控除：最大 12 万円
社会保険料控除：支払額全額 など

★3：所得税率（下の税率に復興特別所得税と防衛特別所得税が 2.1%加算される）

課税される所得金額	税率	控除額
1,000 円 から 1,949,000 円まで	5%	
1,950,000 円 から 3,299,000 円まで	10%	97,500 円
3,300,000 円 から 6,949,000 円まで	20%	427,500 円
6,950,000 円 から 8,999,000 円まで	23%	636,000 円
9,000,000 円 から 17,999,000 円まで	33%	1,536,000 円
18,000,000 円 から 39,999,000 円まで	40%	2,796,000 円
40,000,000 円 以上	45%	4,796,000 円

②、給与にかかる所得税の計算方法

{給与収入－給与所得控除（★4）－各種所得控除（★2）} × 所得税率（★3）

★４：給与所得控除

課税される所得金額	控除額
2,200,000 円まで	740,000 円
2,200,001 円 から 3,600,000 円まで	収入金額×30%+80,000 円
3,600,001 円 から 6,600,000 円まで	収入金額×20%+440,000 円
6,600,001 円 から 8,999,000 円まで	収入金額×10%+1,100,000 円
9,000,000 円 から 17,999,000 円まで	1,950,000 円（上限）

3) 住民税について

- ① 年金、給与の所得税をだす計算式と同じだが、控除額が所得税と違うことに注意
基礎控除＝43 万円 配偶者控除＝最大 33 万円 特定扶養控除＝45 万円、など
- ② 住民税非課税の基準
☐ 単身者 → 合計所得金額が **45 万円以下**（65 歳以上の年金収入 155 万円以下）
☐ 扶養親族あり → 35 万円×（本人＋扶養親族人数）＋31 万円以下
（65 歳以上の年金収入で **211 万円以下**）
*扶養の所得上限＝62 万円
- ③ 住民税非課税世帯になると介護保険料、国保、高額療養制度でも負担軽減に

4) 国民健康保険料（税）

- ☐ 年金収入－公的年金等控除－基礎控除（43 万円）＝課税所得
（給与収入－給与所得控除）
*基礎控除は住民税と同じ、その他の控除はひかれない（配偶者など）

5) 介護保険料 --- 65 歳以上の介護保険料の決め方 例）新宿区

保険料段階	所得などの状況	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	生活保護受給者など	×0.25	19,800 円
第2段階	世帯全員住民税非課税、年金収入＋所得合計が 120 万円以下	×0.35	27,720 円
第3段階	世帯全員住民税非課税、年金収入＋所得合計が 120 万円超	×0.65	51,480 円
第4段階	本人住民税非課税、家族が課税、本人年金収入＋所得合計が 82.65 万円以下	×0.8	63,360 円
第5段階	本人住民税非課税、家族が課税、本人年金収入＋所得合計が 82.65 万円超	基準額	79,200 円
第6段階	本人の合計所得金額が 125 万円未満	×1.1	87,120 円
第7段階	本人の合計所得金額が 125 万円～250 万円未満	×1.2	95,040 円
第8段階	本人の合計所得金額が 250 万円～375 万円未満	×1.4	110,880 円
第9段階	本人の合計所得金額が 375 万円～500 万円未満	×1.55	122,760 円
第10段階	本人の合計所得金額が 500 万円～625 万円未満	×1.85	146,520 円
第11段階	本人の合計所得金額が 625 万円～750 万円未満	×2.10	166,320 円
第12段階	本人の合計所得金額が 750 万円～1,000 万円未満	×2.45	194,040 円

以下略
18 段階が最高

- * 「所得」とは収入から公的年金等控除や給与所得控除のみを引いたもの
* 本人が住民税非課税でも家族が課税だと保険料があがる制度

6) 医療費の窓口負担など

▼ 年齢別の窓口負担割合 (以下の「課税所得」は住民税)

□ 60歳～70歳：3割負担

□ 70歳～74歳：原則2割負担

ただし、現役並み所得者（標準報酬月額28万円以上や課税所得145万円以上など）は3割負担

□ 75歳以上：原則1割負担

2割負担になる基準

- ①単身世帯で200万円以上、夫婦世帯で320万円以上の収入、
- ②課税所得が28万円以上

3割負担になる基準

- ①同一世帯に課税所得が145万円以上の後期高齢者がいる場合
- ②年金その他の合計収入が単身で383万円以上
複数世帯で520万円以上

▼ 高額療養費も住民税課税非課税、所得、世帯構成で変わる

□ 会社の健康保険では、主に標準報酬月額に応じて自己負担限度額が決まる。

□ 国民健康保険では、住民税非課税世帯かどうか、また基礎控除後の総所得金額等などに応じて区分される。

また、70歳以上では、課税所得などを基準とする区分もある。

□ 退職・再就職や年金額の変化によって、自己負担限度額が変わる場合があることに注意を。

7) 退職金に対しての所得税・住民税の計算方法

① まず退職所得金額を求める

$$\text{退職所得金額} = (\text{退職金収入} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

退職所得控除額の計算の表

勤続年数 (=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円+70万円×(A-20年)

(注) 障害者になったことが直接の原因で退職した場合の退職所得控除額は、上記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

② 所得税額は速算表にあてはめて計算する

所得税の速算表

課税される所得金額	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円を超え 330万円以下	10%	9万7500円
330万円を超え 695万円以下	20%	42万7500円
695万円を超え 900万円以下	23%	63万6000円
900万円を超え 1800万円以下	33%	153万6000円
1800万円超	40%	279万6000円

(注) 例えば「課税される所得金額」が700万円の場合には、求める税率は次のようになります。
700万円×0.23-63万6000円=97万4000円

③ 住民税は退職所得金額に一律10%をかけて算出する。

以 上